

## 第1回学校運営協議会 会議録 5月26日（火）

司会 教頭

### 1. 開会の言葉（司会）

### 2. 学校長あいさつ

多忙の中で出席いただいたことへの感謝と、今年度から開始される学校運営協議会の委員就任への謝意が述べられた。本協議会は、委員がそれぞれの立場から意見・助言を行い、学校運営方針の承認にも関わる重要な組織であり、率直な意見を期待している。また、学校の概要として、1977年創立で今年11月2日に創立50周年を迎えることが紹介された。創立当初は急激な生徒増加に対応して最低限の設備でスタートしたが、現在は生徒数減少という状況にあり、時代の変化が大きいことに触れた。なお、50周年記念事業を11月2日に県民文化ホールで実施予定であり、参加の呼びかけがあった。最後に、本日の会議への協力をお願いして挨拶を締めくくった。

### 3. 学校運営協議会委員紹介（教頭）

資料P2の通り。

### 4. 学校運営協議会の運営等に関する要綱について（教頭）

資料P3~6の通り。

### 5. 学校運営協議会会長及び副会長選出

意見がなかったため事務局より提案し、承認された。

### 6. 会長・副会長あいさつ

### 7. 議事（議長 会長）

ア令和8年度学校運営基本方針について（校長）

イ本校の現状報告及び説明（校長）

資料P7~9ページと学校評価について説明し、アとイが承認された。

#### （1）働き方改革について

委員からは、教員の勤務時間について、民間と比較して依然として長く感じられることや、働き方ややりがいが生徒への影響にも関わるとの指摘があった。また、土日の部活動や手当の水準についても課題が示された。

学校側からは、長時間勤務削減に向けた目標はあるものの達成は容易でない現状が説明され、部活動は勤務として扱われているものの、手当は十分とは言えない状況が共有された。

さらに、職種ごとの負担差の分析の必要性や、ノー残業デーなどの組織的な取組の有効性について意見が出された。長時間勤務の要因としては、部活動に加え、授業準備や校務分掌も影響していることが確認された。

勤務時間削減に際しては教育の質への影響を懸念する声もあり、教員のやりがいや健康面への配慮を最優先としながら、慎重に進める必要があるとの認識が共有された。

## （２）主体的な学びについて

委員からは、「自律した学習者」を重視したスクールポリシーは学校の特色として評価される一方で、「主体的な学び」の定義を教員間で共有することが実践の広がりには不可欠であるとの指摘があった。また、主体的な学びは「やるべきことを“やりたい”に変える力」であり、放任ではなく授業の中でその転換を支援することが重要との提案があった。

さらに、学力だけでなく自己肯定感の育成も重要であり、結果だけでなく学習過程を承認することや、学校・家庭における声かけの質の向上が求められるとの意見が示された。加えて、フィードバックだけでなくリフレクション（振り返り）を通して経験の意味づけを行い、成功・失敗の双方を価値づけることの重要性が共有された。

学校側からは、「自律した学習者」を重視する背景のひとつとして、教員数の減少や授業時数の見直しの必要性があることが説明され、授業コマ数の適正化により生徒が主体的に活用できる時間を確保していることが示された。これにより、教員の働き方改革と生徒の自立的成長の両立を図る取組を進めている。

## （３）学校評価について

委員からは、学校評価において保護者の意見をより積極的に取り入れ、生徒・保護者・教員の三者の視点を併記することで、より多面的で分かりやすい評価となるとの提案があった。また、ICTの活用によりアンケート収集の効率化が図れることや、デジタル化が教員の働き方改善にどのように寄与しているか、成果を可視化する必要性が指摘された。

さらに、「主体的」「協働的」「地域連携」などの抽象的な表現については、具体的な取組内容や件数等を示すことで理解しやすくなり、実践につながるとの意見が示された。コミュニティ・スクールとして、地域との具体的連携の深化も期待されている。

また、学校の指導方針と日常の指導との間に生徒との認識のずれが生じる場合があることから、方針の意図や意味づけを丁寧に伝え、理解と納得を促すことの重要性が指摘された。

加えて、「主体的な学び」などの理念を教員間で具体化・共有することの難しさや、生徒の学力差・意欲差への対応が課題として挙げられた一方、授業の工夫やICT活用による自立的学習の進展も見られるとの意見があった。

今後に向けては、高校でどのような学びができるのかを具体的に示すことで、生徒の進路意識の向上につなげる必要があるとの期待が示された。

## ウ いじめ防止基本方針について（教頭）

資料 P10~12 をもとに説明し、学校運営協議会による拡大いじめ対策委員会への協力が承認された。

委員からは、スクールカウンセラーに加え外部専門家の関与について質問があり、学校側から

は、スクールロイヤー（弁護士）を必要に応じて活用する体制であることや、学識経験者等の外部人材の関与も検討している旨が説明された。

また、いじめの発生状況については、生徒アンケートを年３回実施しており、現時点では該当事案は確認されていないことが報告された。

さらに、いじめの定義について、被害を受けた側の認識を重視し、軽微な事案も含め早期対応につなげることの重要性が共有された。目的は処罰ではなく、安心して生活できる環境づくりであり、学校・保護者・地域が共通理解をもつ必要があるとの意見が示された。

加えて、文部科学省のチェックリストを活用し、教員による日常的な確認や保護者への情報共有を通じて、予防的な取組を強化することの重要性が指摘された。

エ その他

なし

## ８．連絡事項

ア令和８年度年間行事予定について（教頭）

主なものは次第にある通り。これ以外にも予定がよいときには是非お越しいただきたい。

## ９．意見交換

委員からは、学校の理念や方針について、生徒自身がどのように受け止めているかを把握する機会の必要性が指摘され、生徒を学校運営協議会に参加させることの検討が提案された。

これに対し学校側からは、今後、学校長と相談しながら検討していく方針が示された。

## １０．閉会の言葉（司会）